

行為許可書

大阪市指令大阪港海第 94 号

令和 7 年 2 月 5 日

大阪府大阪市鶴見区鶴見1-6-6-51

土門 弘治 様

大阪市長 横山 英幸



令和7年2月5日付けで申請のあった件については、次のとおり条件を付して許可します。

記

- 1 行為の目的 ドローン空撮による夜景の撮影およびプロモーションビデオの作成
- 2 行為の期間 令和7年2月9日午後4時から令和7年2月9日午後8時まで
- 3 行為を行う場所 大阪市港区築港3丁目地先及び海岸通1丁目地先 天保山岸壁
- 4 行為の内容 ドローンの離発着

5 許可条件

使用者は、大阪市港湾施設条例、同施行規則に定める事項に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 本市と十分な連絡をとり、本市職員の指示に従って実施すること
 - (2) 警備員を配備するなど、安全確保に十分配慮して行うこと
 - (3) 施設を破損したときは、直ちに本市に届けるとともに、使用者の負担において本市係員の指示に従い原状に復すること
 - (4) 申請者はスタッフを常に監視し、次のような状態を未然に防止するよう適切な処置を講じること
 - イ 港湾施設内へのごみの残置
 - ロ 照明塔及びその他の施設へよじ登るなど危険な行為
 - ハ 許可を得ない車両の入構及び駐車
 - ニ その他施設管理に影響を及ぼすおそれのある行為
 - (5) 許可期間中に発生した事故や損害賠償は、自己の責任と負担において解決すること
 - (6) 本許可の一部又は全部を変更したい場合は、事前に本市に協議を行うこと
 - (7) 関係法令並びに許可事項に違反したとき、又は本市が公益上必要と認めるときに、使用期間中であっても許可を取り消す場合があるが、このことによる一切の損害を本市に請求しないこと
 - (8) 使用者は、本許可に基づく行事の実施にあたっては、地元警察等と十分な協議を行い、自己の責任と負担において安全管理上必要な措置を講じること
 - (9) 使用者は、荷役作業を妨げないため、上屋前では撮影及び作業等の行為を行わないこと
- ※外航船の着岸等により、本市が岸壁の立ち入りを制限している場合は、立ち入らないこと。